

Ⅱ 編集について

1 編集方針

これまでの幼稚園用教育資料『ほほえみ』の編集方針を引き継ぎ、「人権教育基本方針」に基づき、幼稚園教育要領に示された各領域のねらいと内容に即して編集しています。

2 内容

本資料の「人権教育基本方針」の内容における位置づけについては、目次の分類欄のようにまとめられます。幼稚園教育の特性から、複数の重点目標がある資料があります。

幼児の発達段階に即し、幼児の主体的な活動を促すとともに、教育の自発的な活動である遊びを通して人権尊重の精神の芽生えを培う内容としています。

現在幼稚園で実践されている教育内容を、人権教育の視点で捉え、効果的な指導ができる内容としています。

- (1) 幼児と友だちや家族、地域とがかかわるコミュニケーションツールであるあいさつに取り組み、日常生活に汎化させる。
- (2) 自分が大切にされている存在であることに気づくとともに、身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。
- (3) 身近な動植物に親しみをもって接し、命の尊さに気づく。
- (4) 自分の思いを相手に伝えたり、友だちの思いを察したりすることができるようにする。
- (5) 自分の身の回りで起きている事象に気づき、自分たちの力で問題解決を図る。
- (6) 高齢者をはじめ地域の人々など、自分の生活に関係の深いいろいろな人に親しみをもつ。

3 構成

(1) 教育資料（右綴じ）

次の教育資料をA4版（カラー）で集録しています。

- ア 「あいさつカード」（5種類）
- イ 「たいせつないのちのカード」（2種類）
- ウ 「友だちカード」（16表情）
- エ 「せいかつパネル」（6種類）
- オ 「みんなといっしょにパズル」

(2) 活用の手引き（左綴じ）

- ア 指導例編：指導者用として、各教育資料ごとに指導例を掲載しています。
- イ 資料編：「すてきなことば」（楽譜）、「ツバメの親子」（お話と写真）

4 その他

兵庫県教育委員会事務局人権教育課ホームページに教育資料等を掲載していますので、ダウンロードして利用してください。

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~jinken-bo/index.html>

幼稚園用教育資料『ほほえみ』及び活用の手引きの編集について

I 改訂について

平成13年3月に作成した幼稚園用教育資料『ほほえみ』及び活用の手引きの改訂にあたっては、以下のように基本方針、視点、内容を設定し、すすめました。

1 改訂の基本方針

- (1) 「教育基本法」(平成18年12月改訂)に掲げられた教育の理念を踏まえ、「幼稚園教育要領」(平成20年3月改訂)の趣旨に即した内容としています。
- (2) 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(平成20年3月)の趣旨に即し、人権を取り巻く今日的な課題に対応できる内容としています。
- (3) 「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」(平成13年3月)を踏まえ、「人権教育基本方針」(平成10年3月)に基づき、「ひょうご教育創造プラン」(平成21年6月)に即した兵庫らしい特色ある内容としています。

2 改訂の視点

「人権教育基本方針」では、人権教育の推進にあたり、留意すべき点として、

学校教育においては、「生きる力」を育むという観点から、人権教育を児童生徒の発達段階に応じて、あらゆる教育活動に位置づけるとともに、開かれた学校づくりへの展望に立って、家庭・地域社会などと連携して推進する。

と述べています。

「幼稚園教育要領」では、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を育成するために、5つのねらいが挙げられています。

- 1 健康
健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 2 人間関係
他の人々と親しみ支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
- 3 環境
周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 4 言葉
経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- 5 表現
感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

そこで、これまでの幼稚園用教育資料『ほほえみ』の編集方針を引き継ぎ、「人権教育基本方針」に基づき、「幼稚園教育要領」に示されている生きる力の基礎を育成することをねらいとし、幼児が環境にかかわりながら展開できる具体的な活動を通して総合的に指導する視点から改訂しています。